

2025年6月13日

各位

株式会社 北海道銀行

株式会社タチノと 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、SDGsへの取り組みの一環として、株式会社タチノ（代表取締役会長 繁田 拓）と、ほくほくサステナブルファイナンス「ポジティブ・インパクト・ファイナンス型」※の契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※企業活動が経済・社会・環境にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資。

記

1. 契約企業の概要

| | | | |
|------|---|-----|------------------------|
| 企業名 | 株式会社 タチノ | | |
| 所在地 | 北海道帯広市西5条南9丁目2-15 | 設立 | 2003（平成15）年4月 |
| 資本金 | 50百万円 | 売上高 | 3,764百万円 （2024年1月期） |
| 企業概要 | 北海道帯広市に本社を置き、生コンクリートの製造販売を中核に、砂利・砕石の製造販売、各種土木建築資材の卸売、加えてこれらのサプライチェーンを繋ぐ運輸業など、都市形成や社会インフラの構築に欠かせないマテリアルの供給とサービスの提供を行う企業グループです。 | | |

2. 本ファイナンスの概要

| | |
|------|---------------|
| 実行日 | 2025年6月13日（金） |
| 資金使途 | 事業資金 |

3. 株式会社タチノの取り組み（一例です。詳細は「評価書」をご参照ください）

～環境配慮に向けた取り組み～

| | |
|---------------|---|
| インパクトの種類 | PI（ポジティブ・インパクト）の向上、 NI（ネガティブ・インパクト）の低減 |
| インパクト・カテゴリ | PI：〈資源強度〉、〈廃棄物〉 NI：〈自然災害〉、〈気候の安定性〉、〈水域〉、〈大気〉、〈土壌〉、 〈生物種〉、〈生息地〉、〈廃棄物〉 |
| 影響を与えるSDGsの目標 |  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を |
| 内容・対応方針 | ・ 環境配慮に向けた各種施策の実行 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>毎年モニタリングする目標とKPI</p> | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、順次 LED 化を進める ・ 残コンクリートと戻りコンクリートの再利用 100%の維持 ・ 採掘場の植林活動の目標 (0ha/2023 年度末→5ha/2029 年度末) <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したのものについては、再度の目標設定等を検討。</p> |
|-------------------------|---|

4. その他

| | |
|----------------|--|
| <p>インパクト評価</p> | <p>本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、株式会社道銀地域総合研究所が株式会社タチノの包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所 (JCR) から第三者意見 (外部レビュー) を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。</p> |
| <p>モニタリング</p> | <p>当行は、インパクト評価で特定した株式会社タチノの KPI について、モニタリングを行います。</p> |

5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
 北海道銀行 広報 CSR 室 坂野 TEL 011-233-1005

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【株式会社タチノ】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、株式会社タチノ（以下、タチノ）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、タチノに対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 借入人の名称 | 株式会社タチノ |
| 借入金の金額 | 200 百万円 |
| 借入金の資金用途 | 事業資金 |
| モニタリング期間 (返済期限) | 5 年 (2030 年 5 月 31 日) |

1. 株式会社タチノの事業概要

(1) 会社概要

| | |
|---------|---|
| 企業名 | 株式会社タチノ |
| 従業員数 | 76 人（グループ全体 2024 年 12 月末現在） |
| 売上高 | 3,764 百万円（タチノ単体 2024 年 1 月期） |
| 所在地 | 本 社： 北海道帯広市西 5 条南 9 丁目 2-15 タチノセンタービル 西支店： 北海道帯広市西 23 条北 2 丁目 17-46 南支店： 北海道帯広市豊西町基線 11 釧路支店： 北海道釧路市星が浦南 4 丁目 1-11 |
| 主たる事業分野 | ・生コンクリート製造業 ・砂利・砕石製造業 ・土木建築資材卸売業 ・運輸業 |
| グループ会社 | ・株式会社しげたホールディングス ・三和鑛業株式会社 ・大進生コン株式会社 ・大進タチノ生コンクリート株式会社 ・有限会社ケイホク運輸 |

(2) 主な沿革 (抜粋)

| 西暦年 | 月 | 主な内容 |
|------|----|-------------------------|
| 1970 | 4 | 三和鑛業株式会社設立 |
| 1979 | 4 | 大進生コン株式会社設立 |
| 1999 | 7 | 事業拡大の一環として有限会社ケイホク運輸を買収 |
| 2003 | 4 | 株式会社タチノ設立 |
| 2017 | 9 | 株式会社しげたホールディングス設立 |
| 2019 | 11 | 大進タチノ生コンクリート株式会社設立 |



写真：タチノ本社外観

(出所) タチノ



写真：タチノ西帯広工場

(3) 主な業務内容

顧客に信頼される企業となるべく、生コンクリート製造業、砂利・砕石製造業、土木建築資材卸売業、運輸業が、強固な基盤でそれぞれの機能を十分に発揮して、各事業の総合力で顧客ニーズに的確に対応している。各事業の概要は以下のとおり。

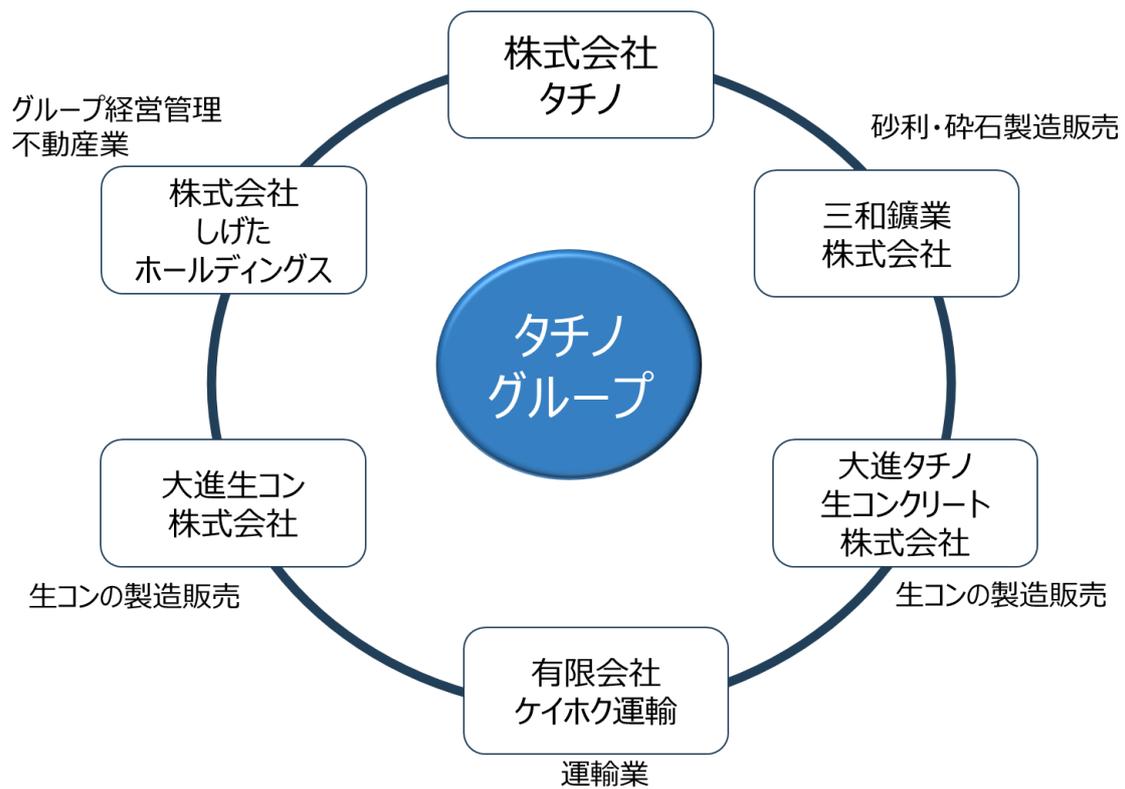
| | | |
|-------------------|---|--|
| <p>生コンクリート製造業</p> |  | <p>経験豊富な技術スタッフが徹底した品質管理で生コンクリート（以下、生コン）を製造している。北海道の十勝エリアに4工場、釧路エリアに2工場を保有しているとともに、すべての工場が JIS を取得済みであるため、顧客ニーズに対応した生コンを製造することが可能である。</p> |
| <p>砂利・砕石製造業</p> |  | <p>十勝エリアに砂利プラントを9工場、岩石プラント1工場を保有し、生コン用骨材・路盤材等、多種多様の製品を製造しているほか、生コン工場やインフラ整備、各建設現場向けの高品質な骨材、砂利、砕石を安定供給している。</p> |
| <p>土木建築資材卸売業</p> |  | <p>道路用資材、橋梁資材、建築資材、農業土木資材、河川用資材等、多岐に渡る土木建築資材を販売しており、知識豊富な営業スタッフがスピーディーかつ細やかに対応している。</p> |
| <p>運輸業</p> |  | <p>ダンプ、ミキサー車ともに十勝最大級の保有台数（89台）で、タチノグループ全体を支える運送能力を有しているとともに、顧客ニーズに対応した機動力も有している。</p> |

(4) 企業理念、経営方針等

①経営理念

| | |
|------|------------------------------------|
| 企業理念 | 私たちは5つの事業からなる強固な基盤でお客様のニーズにお答えします。 |
|------|------------------------------------|

図表1 タチノの強み



グループの総合力で

一貫して対応

品質管理

原材料の採取から製造、納品まで一貫して品質管理を行っています。

インフラ整備を支える

暮らしや地域産業に欠かせないインフラ整備を良質な材料供給で支える企業

機動力

生コン工場6工場・砂利プラント9工場保有
経験豊富なスタッフが迅速に対応

(5) 各種認証の取得

| | |
|--|---|
| <p>JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)</p> | <p>レディーミクストコンクリート（いわゆる「生コンクリート」）は、建設基礎資材として広く用いられ、土木・建築重要構造物になくてはならない社会インフラ製品である。品質管理が極めて重要な製品であるため、品質要求事項等を定める JIS 及び JIS マーク表示制度が、生産者のみでなく、発注者（公共・民間事業者）、建設業者、認証機関等の広範な利害関係者の取引等で重要な役割を果たし、全国で広く活用されている。</p> <p>今般、製造におけるリサイクル材の活用や廃棄物削減等の環境負荷低減の社会的要請、生産者からの製造・試験・検査等の合理化に関する要望や広範な利害関係者のニーズ等を踏まえ、2024年3月に JIS を 5 年ぶりに改正した。</p> <p>これにより、レディーミクストコンクリートの製造における他産業で発生した副産物の活用や、廃棄物の削減、二酸化炭素排出低減等の環境負荷低減の進展、省力化や DX の推進などの生産性の向上が期待されるとともに、レディーミクストコンクリートの品質、社会からの信頼性の向上や生産・使用の合理化に資することも期待されている。</p> |
|--|---|

(6) 内部環境・外部環境

①内部環境

タチノは、創業以来、多角的に事業を展開するとともに、製造から販売まで一貫して行うビジネスモデルにより、事業効率化やコストダウンを実現し、様々な顧客のニーズに対応している。

1) 徹底した品質管理による生コン製造・供給

生コンの製品規格である「JIS A 5308」は、社会の要求をふまえ、改正する度に変遷を遂げてきた日本の製品規格である。タチノでは、JIS 認証を取得し、徹底した品質管理と製造管理のもとに安定した高品質の生コンを製造している。

現在、北海道の十勝エリアに4工場、釧路エリアに2工場を保有しているとともに、すべての工場が JIS を取得済みあることに加え、コンクリート主任技士をはじめとする経験豊富なスタッフにより、住宅基礎や農業施設、土木構造物、マンション等への多種多様なニーズにも対応しており、徹底した品質管理、出荷管理によって安心して良質な生コンクリートを安定供給している。



写真：タチノ 南帯広工場
(出所) タチノ会社パンフレット

図表 2 コンクリートの特徴・特性

| | |
|--|---|
|  <p>JISによる正確な表示</p> | <p>コンクリート構造物には、耐震性、耐火性、遮音性、耐熱性、耐久性に優れているといった特徴だけではなく、「自在に形成できて寿命が長い」という特性があるため、建物自体の様々な表現方法が可能となることも魅力である。その一方で、生コンの JIS は、他の材料や製品の規格とは異なり、種類や品質基準、検査方法にとどまらず、原材料の貯蔵・製造・運搬の全般にわたって方法や手順が細かく規定されている。</p> |
|  <p>耐久性能</p> | <p>鉄筋コンクリート構造物は、圧縮力に強いコンクリートと、引張力に強い鉄筋を組み合わせているため、非常に高い耐久性がある。このため、コンクリートは建物を長期間安定して維持する安全で最高の素材である。</p> |
|  <p>耐火性能</p> | <p>鉄筋コンクリート構造物は、躯体そのものが耐火構造であり、1,000℃以上の高温に耐え、強度の低下もなく、倒壊しない安全性を有する。</p> |

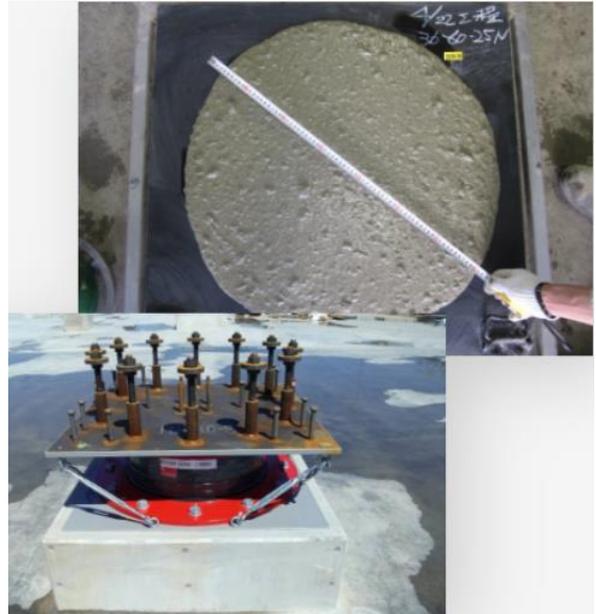
(出所) タチノ HP

2) 高流動コンクリートの大臣認定

高流動性コンクリートとは、高い流動性と材料分離抵抗性をあわせ持ったコンクリートで、軽微な締固め作業でも型枠の隅々まで密実に充填することができ、コンクリート構造物の品質と施工性の両方を向上させることが可能である。加えて、高流動性コンクリートを使用することで、現場打ちのコンクリート工事の生産性向上、不具合の低減、高品質化を図ることができる。

2016年8月、タチノ南帯広工場と大成建設は、高流動コンクリートの国土交通大臣認定を共同取得して、帯広厚生病院（北海道帯広市）の移転新築整備工事の免震装置直下基礎部で打設を実施した。

高い技術水準の大規模建築であり、相当量の生コンを必要とする現場において、高流動コンクリートを打設するのは道東地区初であった。また、以上の実績が認められ、帯広厚生病院は、「一般社団法人新都市ハウジング協会2019年度CFT構造賞」を受賞した。



写真：帯広厚生病院移転新築整備工事の免震装置直下基礎部での打設
(出所) タチノHP

3) 多種多様な製品の製造

タチノは北海道十勝エリアに砂利プラント9工場、岩石プラント1工場の計10工場を保有しており、生コン用骨材・路盤材など、多種多様な製品を製造している。

原料となる原石採取場と岩石山から高品質な骨材・砂利・碎石の製造・輸送・販売を自社で一括管理し、事業効率化やコストダウンを実現している。これらにより、十勝エリア全域のニーズに対応するとともに、生コン工場やインフラ整備工事、各建設現場へ安定供給している。

【工場一覧】

- ①タチノ豊頃プラント
- ②タチノ清水プラント
- ③タチノ大樹プラント
- ④タチノ広尾プラント
- ⑤タチノ中札内プラント
- ⑥タチノ新得プラント
- ⑦三和鑛業芽室プラント
- ⑧三和鑛業足寄プラント
- ⑨三和鑛業更別プラント
- ⑩大進生コン鹿追プラント

図表3 十勝エリアにおける工場配置図



(出所) タチノHP

図表 4 タチノの製造・輸送・販売の強み



(出所) タチノHP

【ポイント】

- ・徹底した品質管理による生コン製造・供給能力
- ・高流動コンクリートをはじめとする高品質なコンクリートの製造能力
- ・製造から販売まで一貫して行うビジネスモデルにより、事業効率化やコストダウンを実現

②外部環境

1) 日本における生コン産業の現状

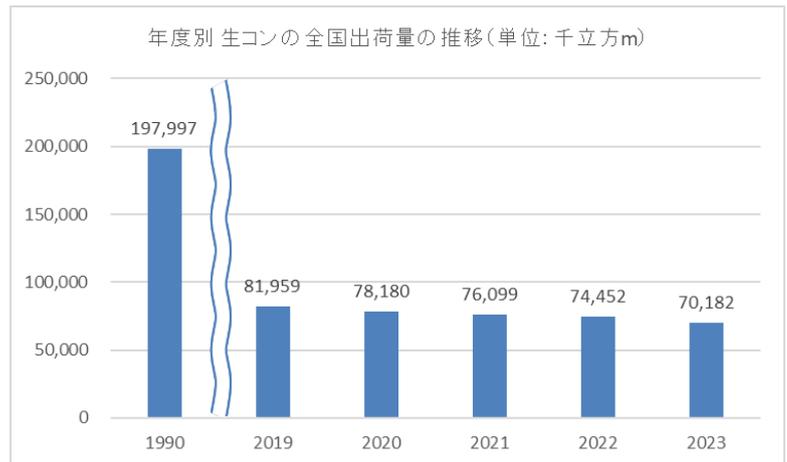
国内において、建築や土木用で使用されている生コンは、セメント、骨材、混和剤、水等の原材料を混合して生コン製造工場で製造されている。製造工場では、原材料の配合、計量、管理は、コンピューター利用により、全て自動化されている。製造された生コンは、ミキサーの能力を持つトラックアジテータ車により運搬され、工事現場でポンプ圧送され、打込まれている。

従前、工事現場で使用するコンクリートは現場で練られていたが、コストダウンや効率化等を図るために、専用工場が生コンが製造されるようになった。それを後押ししたのが、1953年に生コンの品質基準が日本工業規格（JIS）として政府により制定され、それ以降、生産性が高く、安定した品質の生コンが急速に普及して、現在に至っている。

現状、日本国内の生コンの出荷量は1990年のピーク時を境に年々減少傾向にあり、2023年度の出荷量はピーク時の約3割の水準で70,182千立方mである。

生コンは、国土強靱化関連の社会資本整備や震災復興等にとっては必要不可欠な建設資材である一方で、公共事業への依存度が高い地方における出荷量の減少が顕著となっているなど、官公需の長期低迷等が出荷量減少の要因となっている。

図表 5 年度別生コンの全国出荷量の推移



(出所) 全国生コンクリート工業組合連合会

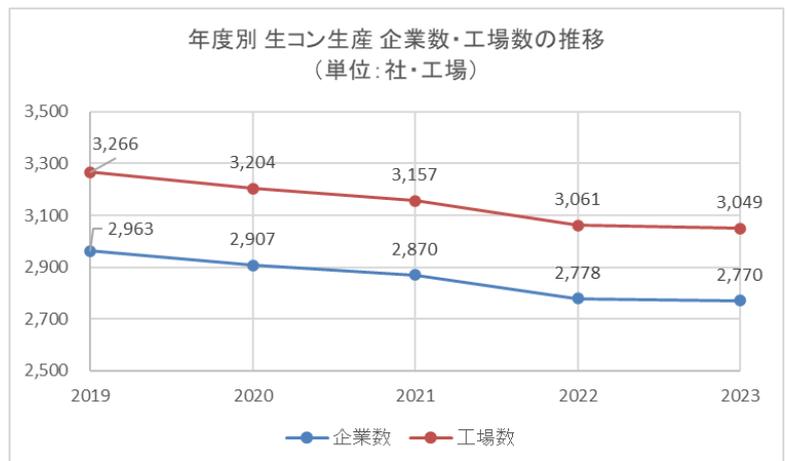
2) 日本国内の生コンの企業数・工場数の推移

日本国内における生コン生産の大多数が中小企業で、2023年度現在では2,770社、3,049工場である。生コンの出荷量の減少とともに企業数、工場数も減少しており、ピーク時の1992年と比較すると、両者ともに約6割の水準である。

生コンの需要・出荷量減に伴い、工場の集約化や製造委託や工場要員の縮小等の合理化を進めている状況にある一方で、生コン供給不能な地域の発生や新規工場の進出等により集約化が鈍化していることや、安定供給、品質確保および地域の雇用確保等の面から限界がきている。

なお、工場数は引き続き過剰ではあるが、適正配置を進めないと安定供給への不安も生じるため、計画的な対策が必要であると、業界団体は指摘している。

図表 6 日本国内の年度別生コン生産企業数・工場数の推移



(出所) 全国生コンクリート工業組合連合会

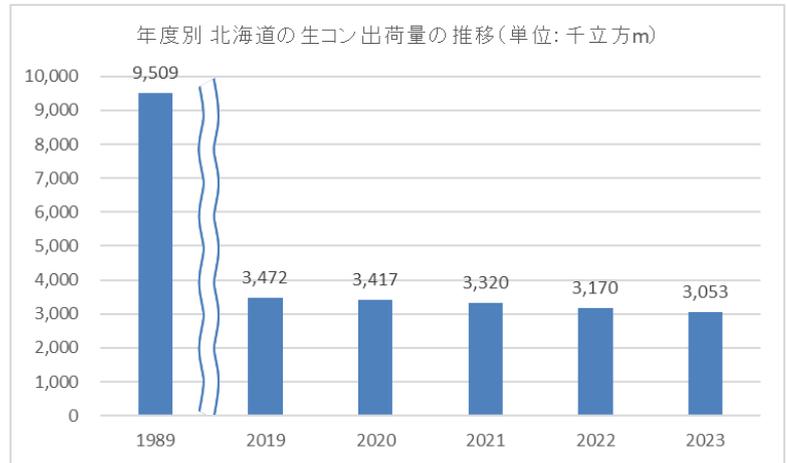
3) 北海道における生コン産業の現状

北海道の生コンの出荷量は1989年のピーク時を境に年々減少傾向にあり、2023年度の出荷量はピーク時の約3割の水準の3,053千立方mで、過去最低の水準であった。

北海道の生コン需要は、中心市場である札幌市の民需（都市部の再開発工事）と北海道新幹線がけん引しているが、全国と同様に官公需の長期低迷等が出荷量減少の要因となっている。なお、2024年度については、最先端半導体の製造を目指すラピダス（北海道千歳市）の工場建設等が追い風となり、出荷量は3,088千立方mを見込んでおり、2023年度より若干上向きとなっている。しかしながら、道央圏（札幌市や千歳市を含む）を除く他の圏域の出荷量の見込みは減少傾向にある。

北海道内においても生コン生産の大多数が中小企業で、2024年4月現在では216社、271工場である。全国同様、需要・出荷量減に伴い、工場の集約化が進められているが、北海道は面積が広く、また、生コンは半製品であり、輸送時間90分以内の制約があるため、今後、廃業等より安定供給できない地域が発生する可能性がある。

図表7 年度別北海道の生コンの出荷量の推移



(出所) 北海道生コンクリート工業組合

4) 生コン業界の「物流 2024 年問題」

2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制と改正改善基準告示が適用されることとなった。ドライバーの時間外労働時間が年間960時間に制限されることによって、生コン業界内においても輸送力低下やドライバーの業界離れが懸念されている。生コン輸送の運転手に関しては、元々残業が少ないことを理由に影響は現時点で限定的との見方が多い一方で、生コン原材料の骨材の物流体制は、現状維持が困難になるという見方が強まっている。今後、輸送費の上昇等により、生コン事業者の経営環境は厳しくなると推測される。

【ポイント】

- ・官公需の長期低迷等により、日本国内、北海道ともに生コンの出荷量の減少、それに伴い、企業数や工場数も減少している。
- ・生コンの需要・出荷量減に伴い、工場の集約化が進んでいる一方、特に北海道においては適正配置を進めないと定供給できない地域が発生する可能性がある。
- ・生コン業界においても「物流 2024 年問題」の影響で、輸送費の上昇等により生コン事業者の経営環境は厳しくなると推測される。

(7) SDGsへの理解と取組み

①道銀 SDGs 私募債発行

北海道銀行の「道銀 SDGs 私募債」は、発行企業の道銀 SDGs 私募債発行を記念して、手数料の一部を北海道銀行が選定した SDGs に取組む団体・基金へ寄付を行うもので、本私募債により自社の資金調達を行うとともに、間接的に SDGs に取り組む団体・基金を支援することができる。

本私募債発行に当たって、タチノにおいては脱炭素への試みのほか、女性社員の管理職登用や子連れ出社の推奨等をはじめとした、女性が活躍できる職場環境作りなどが評価された。

図表 8 タチノ「道銀 SDGs 私募債」発行

道銀SDGs私募債発行企業のご案内 

弊行は、下記のとおり、道銀SDGs私募債を引受しましたのでお知らせします。
 今回の道銀SDGs私募債の発行を記念して、発行企業から指定のあったSDGsに取り組む団体・基金へ、当行から寄付を行います。
 私募債の発行は企業規模、財務、収益内容についての厳しい発行基準(適債基準)をクリアすることが必要であり、道銀SDGs私募債発行企業は優良企業として社会的評価がなされています。

| 道銀SDGs私募債の概要 | |
|----------------|--|
| 銘柄 | 株式会社タチノ 第26回無担保社債 (北海道銀行保証付) |
| 発行額 | 3億円 |
| 発行日 | 2023年9月29日 |
| 期間 | 5年 |
| 資金使途 | 事業資金 |
| 寄付先 | 子供の未来応援国民運動「子供の未来応援基金」 <small>すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、国が推進する「子供の未来応援国民運動」の一環として創設。子供の貧困対策に重んじられて取り組むNPOなどの活動を支援しています。</small> |
| 発行企業概要 | |
| 企業名 | 株式会社タチノ |
| 設立・創業 | 平成15年4月 |
| 所在地 | 苫広市西5条南9丁目2番地15 |
| 代表者 | 代表取締役 繁田 拓 |
| 資本金 | 5千万円 |
| 業種 | 生コンクリート製造業 |
| ホームページ | http://www.tachino.co.jp |
| 事業内容・SDGs取り組み等 | 生コン製造業、砂利・砕石製造業、土木建築資材卸売業、運送業を通して、十勝のインフラを支える企業です。 脱炭素への試みや、女性社員の管理職登用や子連れ出社の推奨等、女性が活躍できる職場環境作りを通して、SDGsへの取り組みを積極的に行っています。 |
| 企業からのメッセージ | 弊社は、事業活動で生じるCO ₂ 排出量削減を目指し、低燃費の重機や輸送効率の高い車両にシフトするとともに、社屋照明のLED化、給与明細やFAX等紙書類の電子化を進めております。 また、女性が活躍できる職場作りの推奨など、SDGs達成に向けた取り組みを行っております。 |

北海道銀行は、SDGs達成に向けた取り組みを応援します

〈該当するSDGsの目標〉



SDGsは Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを掲げた「持続可能な開発目標」です。
 ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。



(出所) 北海道銀行 HP

②寄贈型 SDGs 私募債引き受けによる北海道帯広柏葉高等学校への寄贈

北陸銀行の「寄贈型 SDGs 私募債」は、発行した私募債の金額に応じて、教育機関や SDGs に積極的に取り組む地方公共団体並びに公益財団法人・慈善事業団体等に寄付を行うもので、本私募債を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献できるよう、ESG や SDGs に資する活動を進めていくことを目的としている。

本私募債の発行に当たって、タチノは本社所在地の教育機関である北海道帯広柏葉高等学校にプロジェクターを寄贈した。

図表 9 タチノ「寄贈型 SDGs 私募債」の発行

News Release



2023年2月7日

各 位

株式会社 北陸銀行

寄贈型 SDGs 私募債引き受けによる北海道帯広柏葉高等学校への寄贈について

北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、株式会社タチノ（代表取締役会長 繁田 拓、代表取締役社長 太刀野 清広）より受託した「<ほくぎん>寄贈型 SDGs 私募債」に基づき、発行企業の希望により、短焦点プロジェクターを寄贈いたします。この寄贈にあたり下記のとおり寄贈式を執り行いますので、ご案内申し上げます。

当行は、お客様の多様な資金調達ニーズにお応えするとともに、持続可能な地域社会の実現に貢献できるよう、金融活動を通じて ESG、SDGs に資する活動をお客さまとともに進めてまいります。

記

1. 寄贈式について

- | | |
|-------------|---|
| (1) 日時 | 2023年2月9日（木） 午前10時より |
| (2) 場所 | 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南1丁目1番地） |
| (3) 寄贈品 | 短焦点プロジェクター 3台 |
| (4) 式参加者 | 須藤 克志 様（受贈者代表：北海道帯広柏葉高等学校 校長） 繁田 拓 様（私募債発行企業：株式会社タチノ 代表取締役会長） 高橋 孝一 様（寄贈者代表：株式会社北陸銀行 帯広支店長） |
| (5) 寄贈先選定理由 | 当社代表取締役会長の母校である高校に役立ててもらうため |

2. 私募債の内容（ご参考まで）

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 発行企業 | 株式会社タチノ（北海道帯広市西5条南9丁目2-15） |
| (2) 発行日 | 2022年9月15日（木） |
| (3) 発行額 | 200百万円 |
| (4) 期間 | 5年 |

3. <ほくぎん>寄贈型 SDGs 私募債について

<ほくぎん>寄贈型 SDGs 私募債は、一定の財務基準を満たした優良企業が、その信用力を背景に発行するもので、発行企業の希望により、当行が受け取る手数料の一部を SDGs に積極的に取り組む地方公共団体並びに公益財団法人・慈善事業団体等に寄付する商品です。

4. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>
北陸銀行 コンサルティング営業部 第3グループ TEL(076)423-7502



(出所) 北陸銀行 HP

2. 【タチノ】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、タチノの事業については、国際標準産業分類における「コンクリート、セメント、石膏製品の製造業」、「石、砂、粘土の採石業」、「陸路貨物運送業」、「建設資材、金物、給排水設備および暖房器具および消耗品の卸売業」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

| インパクトカテゴリー | インパクトエリア | 全事業 | |
|------------|-------------------------------|-------|-------|
| | | ポジティブ | ネガティブ |
| 社会 | 人格と人の安全保障 | | ● |
| | 健康および安全性 | | ● |
| | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | ● | ● |
| | 生計 | ● | ● |
| | 平等と正義 | | ● |
| 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | | ● |
| | 健全な経済 | ● | ● |
| | インフラ | ● | |
| 環境 | 気候の安定性 | | ● |
| | 生物多様性と生態系 | | ● |
| | サーキュラリティ | | ● |

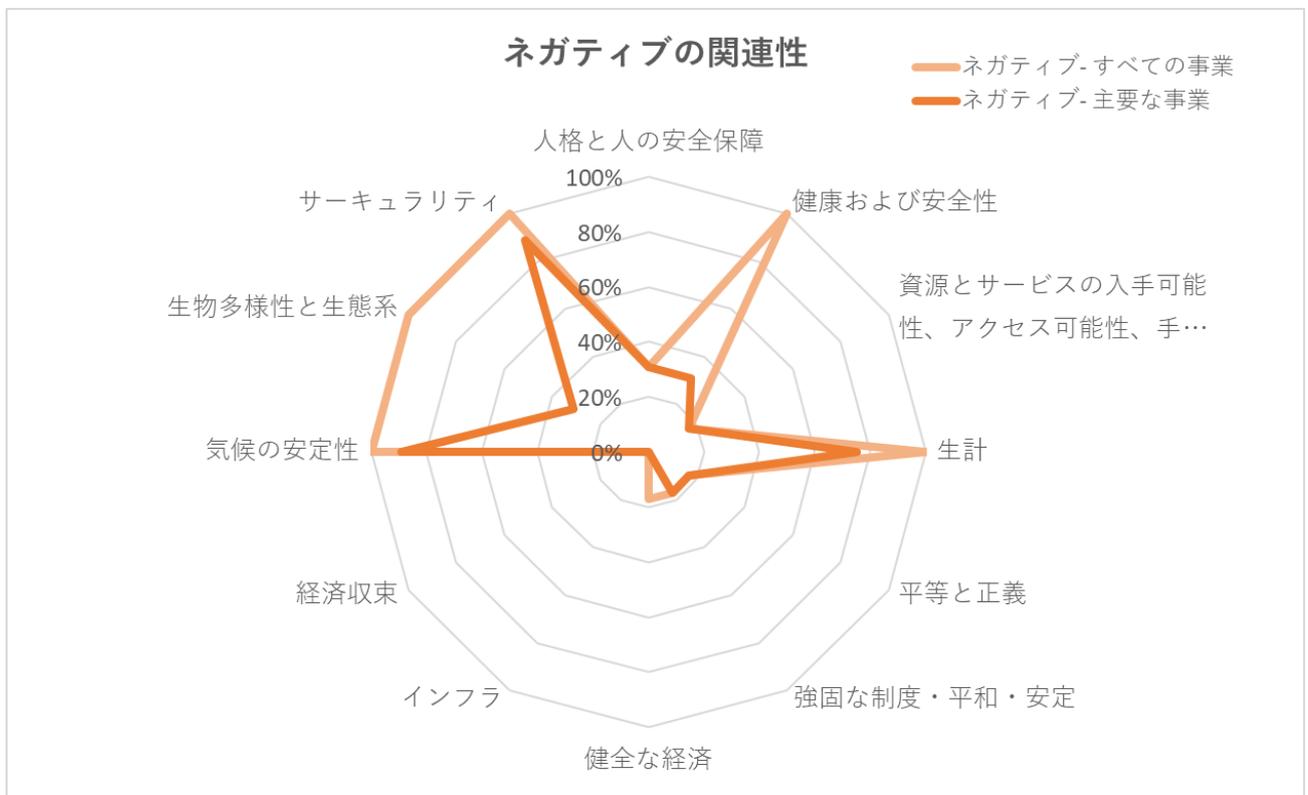
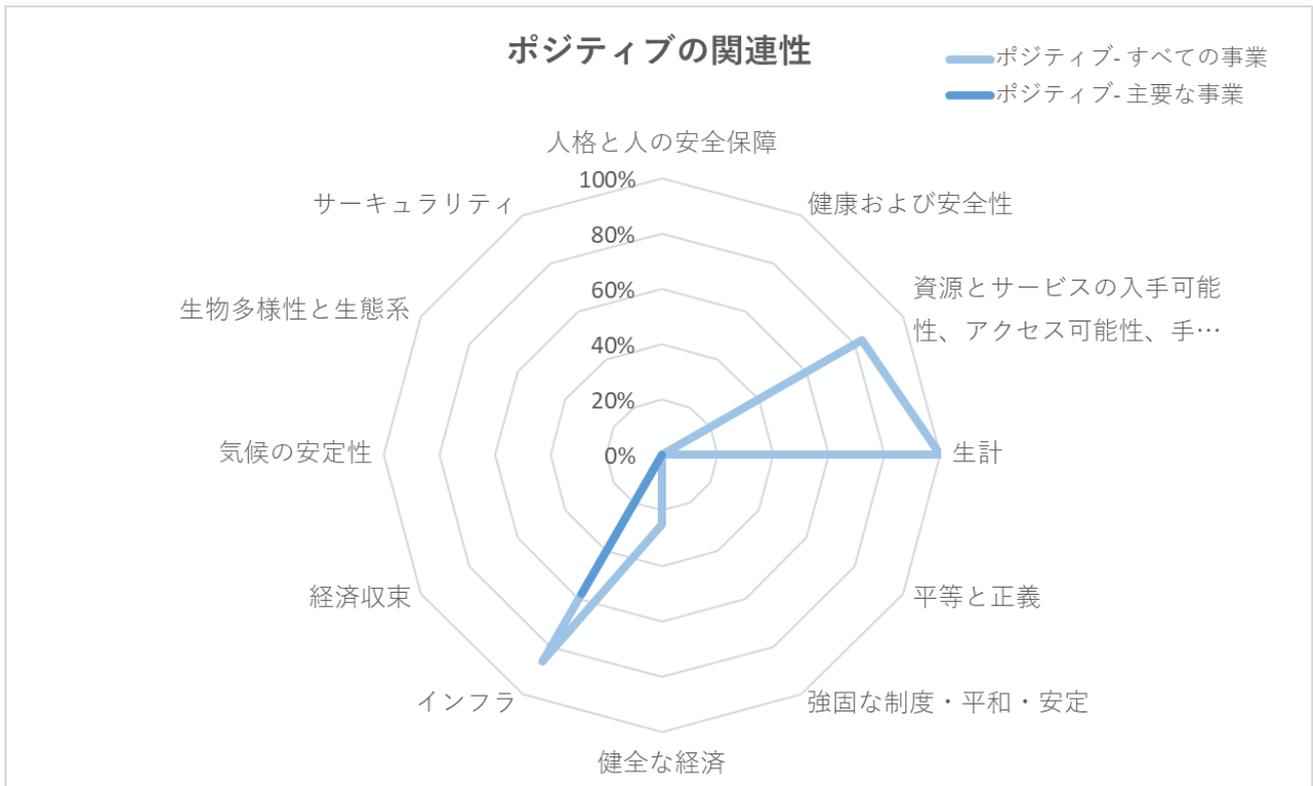
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表1》

| インパクトカテゴリー | インパクトエリア | インパクトトピック | 全事業 | | 2395 コンクリート、セメント、 石膏製品の製造業 | | 0810 石、砂、粘土の採石業 | | 4923 陸路貨物運送業 | | 4663 建設資材、金物、給排水設備および 暖房器具および消耗品の卸売業 | |
|------------|-------------------------------|-----------|-------|-------|----------------------------------|-------|--------------------|-------|-----------------|-------|--|-------|
| | | | ポジティブ | ネガティブ | ポジティブ | ネガティブ | ポジティブ | ネガティブ | ポジティブ | ネガティブ | ポジティブ | ネガティブ |
| 社会 | 人格と人の安全保障 | 紛争 | | ● | | | | ● | | | | |
| | | 現代奴隷 | | ● | | | | ● | | | | |
| | | 児童労働 | | ● | | | | ● | | | | |
| | | データプライバシー | | | | | | | | | | |
| | | 自然災害 | | ● | | | | ● | | ● | | |
| | 健康および安全性 | — | ● | | ● | | ● | | ● | | ● | |
| | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 水 | | ● | | | | ● | | | | |
| | | 食料 | | | | | | | | | | |
| | | エネルギー | ● | | | | | | | | | ● |
| | | 住居 | ● | | ● | | | | | | | ● |
| | | 健康と衛生 | ● | | | | | | | | | ● |
| | | 教育 | | | | | | | | | | |
| | | 移動手段 | ● | | | | | | ● | | | |
| | | 情報 | | | | | | | | | | |
| | | コネクティビティ | | | | | | | | | | |
| | | 文化と伝統 | | ● | | | | | ● | | | |
| | ファイナンス | | | | | | | | | | | |
| | 生計 | 雇用 | ● | | ● | | ● | | ● | | ● | |
| | | 賃金 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 社会的保護 | | ● | | ● | | ● | | ● | | ● |
| ジェンダー平等 | | | ● | | | | ● | | | | | |
| 平等と正義 | 民族・人権平等 | | ● | | | | ● | | | | | |
| | 年齢差別 | | | | | | | | | | | |
| | その他の社会的弱者 | | | | | | | | | | | |
| | 法の支配 | | ● | | | | ● | | | | | |
| 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | 法の支配 | | ● | | | | ● | | | | |
| | 市民的自由 | | | | | | | | | | | |
| | 健全な経済 | セクターの多様性 | | | | | | | | | | |
| | 零細・中小企業の繁栄 | ● | ● | | | ● | ● | ● | | ● | | |
| インフラ | — | ● | | ● | | ● | | | | ● | | |
| 経済収束 | — | | | | | | | | | | | |
| 環境 | 気候の安定性 | — | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | 生物多様性と生態系 | 水域 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | | 大気 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | | 土壌 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | | 生物種 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | | 生息地 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | サーキュラリティ | 資源強度 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| | | 廃棄物 | | ● | | ● | | ● | | ● | | |

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



これらの集約結果、及びタチノの個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトトピック単位での修正内容は別表2の通り。

| インパクトカテゴリー | インパクトエリア | 全事業 | | | 全事業 | |
|------------|-------------------------------|-------|-------|---|-------|-------|
| | | ポジティブ | ネガティブ | | ポジティブ | ネガティブ |
| 社会 | 人格と人の安全保障 | | ● | | ● | |
| | 健康および安全性 | | ● | | ● | |
| | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | ● | ● | ● | | |
| | 生計 | ● | ● | ● | ● | |
| | 平等と正義 | | ● | | ● | |
| 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | | ● | | | |
| | 健全な経済 | ● | ● | ● | | |
| | インフラ | ● | | ● | | |
| 環境 | 気候の安定性 | | ● | | ● | |
| | 生物多様性と生態系 | | ● | | ● | |
| | サーキュラリティ | | ● | ● | ● | |

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして「エネルギー」、「住居」、「健康と衛生」、「移動手段」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「紛争」、「現代奴隷」、「児童労働」、「自然災害」、「健康および安全性」、「水」、「文化と伝統」、「賃金」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「法の支配」、「零細・中小企業の繁栄」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

| | | インパクト カテゴリー | インパクトエリア | インパクトトピック | 追加・削除した理由 | |
|------|-----------------|----------------|-------------------------------|-------------|--|---|
| 追加項目 | ポジティブ・ インパクト | 社会 | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 教育 | 資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。 | |
| | | 環境 | サーキュラリティ | 資源強度 廃棄物 | 残コンクリートや戻りコンクリートの再利用の取組みを行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。 | |
| | ネガティブ・ インパクト | 社会 | 平等と正義 | 年齢差別 | ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。 | |
| | | | | その他の社会的弱者 | | |
| 削除項目 | ポジティブ・ インパクト | 社会 | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | エネルギー | エネルギー資源の確保、社会への安定的な供給などに資する活動に携わっていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 社会 | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 住居 | 住宅やマンションの建築工事等の事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 社会 | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 健康と衛生 | 医療サービスへのアクセス向上に資する事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 社会 | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 移動手段 | 移動サービス等を提供していないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 社会 | 生計 | 賃金 | 北海道の平均を下回っている賃金水準のため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | ネガティブ・ インパクト | 社会 | 人格と人の安全保障 | 紛争 | 戦争や紛争の原因となる事業活動を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。 | |
| | | 社会 | 人格と人の安全保障 | 現代奴隷 | 児童労働 | 事業活動において人権侵害や搾取を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。 |
| | | | | 水 | | |
| | | 社会 | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 文化と伝統 | 事業活動が文化財及び歴史的建造物等の保存と発展を損なうものではないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | 法の支配 | 法令順守、ガバナンスが機能しており、違法開発や汚職事件のリスクはないことから、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 社会経済 | 健全な経済 | 零細・中小企業の繁栄 | 事業活動において零細・中小企業の経済力の向上を阻害するような事象はないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。 | |
| | | 環境 | サーキュラリティ | 資源強度 | 事業活動において資源の有効活用に関して配慮しており、無駄な資源利用を行っていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。 | |

《別表 2》

| インパクトカテゴリー | インパクトエリア | インパクトトピック | 全事業 | | 全事業 | |
|------------|-------------------------------|------------|-------|-------|-------|-------|
| | | | ポジティブ | ネガティブ | ポジティブ | ネガティブ |
| 社会 | 人格と人の安全保障 | 紛争 | | ● | | |
| | | 現代奴隷 | | ● | | |
| | | 児童労働 | | ● | | |
| | | データプライバシー | | | | |
| | | 自然災害 | | ● | | ● |
| | 健康および安全性 | — | | ● | | ● |
| | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 水 | | | ● | |
| | | 食料 | | | | |
| | | エネルギー | ● | | | |
| | | 住居 | ● | | | |
| | | 健康と衛生 | ● | | | |
| | | 教育 | | | | ● |
| | | 移動手段 | ● | | | |
| | | 情報 | | | | |
| | | コネクティビティ | | | | |
| | | 文化と伝統 | | | ● | |
| | ファイナンス | | | | | |
| | 生計 | 雇用 | ● | | | ● |
| | | 賃金 | ● | | ● | ● |
| | | 社会的保護 | | | ● | ● |
| | 平等と正義 | ジェンダー平等 | | | ● | ● |
| 民族・人種平等 | | | | ● | ● | |
| 年齢差別 | | | | | ● | |
| その他の社会的弱者 | | | | | ● | |
| 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | 法の支配 | | ● | | |
| | | 市民的自由 | | | | |
| | 健全な経済 | セクターの多様性 | | | | |
| | | 零細・中小企業の繁栄 | ● | | ● | ● |
| インフラ | — | ● | | ● | | |
| 経済収束 | — | | | | | |
| 環境 | 気候の安定性 | — | | ● | ● | |
| | 生物多様性と生態系 | 水域 | | ● | ● | ● |
| | | 大気 | | | ● | ● |
| | | 土壌 | | | ● | ● |
| | | 生物種 | | | ● | ● |
| | | 生息地 | | | ● | ● |
| | サーキュラリティ | 資源強度 | | | ● | ● |
| | | 廃棄物 | | | ● | ● |

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

| | インパクトテーマ | 特定したインパクトエリア | 特定したインパクトトピック |
|-----|---------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| I | 環境配慮に向けた取り組み | 人格と人の安全保障 | 自然災害 |
| | | 気候の安定性 | - |
| | | 生物多様性と生態系 | 水域、大気、土壌、生物種、生息地 |
| | | サーキュラリティ | 資源強度、廃棄物 |
| II | 働きやすい職場づくりに向けた取り組み | 健康および安全性 | - |
| | | 生計 | 雇用、賃金、社会的保護 |
| | | 平等と正義 | ジェンダー平等、民族・人権平等、年齢差別、その他の社会的弱者 |
| III | 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取り組み | 生計 | 社会的保護 |
| | | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 教育 |
| IV | 経済力を高める各種施策の取り組み | 人格と人の安全保障 | 自然災害 |
| | | 健全な経済 | 零細・中小企業の繁栄 |
| | | インフラ | - |

4. タチノに係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（1）環境配慮に向けた取組み

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| インパクトの種類 | PI の向上、NI の低減 |
| インパクト エリア/トピック | PI: 〈資源強度〉、〈廃棄物〉 NI: 〈自然災害〉、〈気候の安定性〉、〈水域〉、〈大気〉、〈土壌〉、〈生物種〉、〈生息地〉、 〈廃棄物〉 |
| 影響を与える SDGs の目標 |    |
| 内容・対応方針 | 環境配慮に向けた各種施策の実行 |
| 毎年モニタリングする 目標と KPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、順次 LED 化を進める ・残コンクリートと戻りコンクリートの再利用 100%の維持 ・採掘場の植林活動の目標（0 ha/2023 年度末→5 ha/2029 年度末） <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p> |

①LEDライトの導入（NI：〈気候の安定性〉）

タチノの LED ライト設置実績と導入目標については、以下のとおり。水俣条約の締約国会議により、2027 年末までにすべての蛍光灯の製造と輸出入の禁止を受けて、順次蛍光灯を廃止して LED 化を進めていき、省電力化による二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

ア. LED ライトの導入目標

| 実績（2024 年 3 月末） | 目標（2027 年末） |
|-----------------------|------------------------------------|
| LED導入状況：20%（会社事務所に導入） | 2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、 順次 LED 化を進める |

②残コンクリートと戻りコンクリート再利用

(PI:〈資源強度〉、〈廃棄物〉 NI:〈気候の安定性〉、〈水域〉)

日本国内の、「残コンクリート（以下、残コン）※1」や「戻りコンクリート（以下、戻りコン）※2」と呼ばれる、使わずに残ってしまうコンクリートの量は、総出荷量の3～5%に相当する約2.1～3.5万m³（出所：西松建設）だと言われている。建設現場では、数量通りの生コン打設が難しく、余裕をもったコンクリートの発注が行われており、残コン・戻りコンの削減は、建設業界における重要な課題の一つとされている。

日本国内の大手建設会社でも、コンクリート打設数量予測システムの開発やBIMの活用などにより、残コン・戻りコンの発生抑制の取組みを図ってきたが、完全にゼロにすることは難しいため、2025年からは回収骨材の活用を推進することとなった。

回収骨材とは、残コン・戻りコンを洗浄して得られる骨材であり、通常の骨材と見た目や強度に差異はないといわれている。生コン製造に関わるJIS規格（JIS A 5308 レディーミクストコンクリート）では、建築物の基礎や主要構造への回収素材の使用は5%もしくは20%を置換率の上限として定められている。しかし、回収骨材を使用するメリットや需要が低いとされ、従来あまり普及せず、使用されない回収骨材は産業廃棄物として処理されてきた。

以上の背景を踏まえ、タチノグループでは、残コンや戻りコンに加え、周辺地域で生じるコンクリート廃材を受入れて「RC(Recycle Crusher run)砕石」を製造しており、廃棄物最終処分場の延命にも寄与している。なお、これらの取組みが可能なのは、タチノのグループ会社（三和鑛業株式会社、大進生コン株式会社）が再生骨材の産業中間処理許可を持っているため、グループ内でコンクリート廃材の処理が完結し、循環できることが強みとなっている。一方、課題としては、製造したRC砕石は土木建築現場で再生骨材として利用されているが、上述の通り「再生骨材の再利用先」を毎年十分に確保するのは難しく、営業努力が継続して求められる。

その他、プラント設備やミキサー車の洗浄により水とコンクリートが混ざった汚泥「コンクリートスラッジ」が生じるが、タチノグループではコンクリート成分（スラッジ）と水分（スラッジ水）に分離し、スラッジは脱水・乾燥処理を行ったうえで適切に処分している。加えて「スラッジ水」をはじめとした排水は工場周辺に側溝を設け外部流出防止を行っているほか、集めた排水は浄化したうえでミキサー車の洗浄に再利用することで水資源の過剰利用や水質、生物多様性への影響を抑制している。

※1 残コンクリート：現場で荷下ろしされた後、運搬車に残ったコンクリート

※2 戻りコンクリート：出荷元の生コンクリート工場にそのまま戻されるコンクリート

ア. 残コンクリートと戻りコンクリートの再生骨材としての再利用

| 実績（2025年3月末） | 目標（2030年3月末） |
|--------------|--------------|
| 100% | 100% |

③砂利・砕石製造事業における環境対策の取組み

(NI:〈自然災害〉、〈水域〉、〈大気〉、〈土壌〉、〈生物種〉、〈生息地〉、〈廃棄物〉)

タチノグループでは、原石の採取を行っている砂利・砕石事業において、以下の環境対策の取組みを実施している。

| | |
|---|--|
| 1 | 原石採取後の埋め戻しと緑化（植林活動）を徹底することで砕石現場の生物多様性への影響を抑制するほか、土壌保持力の増強による雨滴浸食の防止等を行うことで、土砂流出の減少や、林床植生の発達による洪水ピーク流量の低減等、自然災害の抑制を図っていく。 |
| 2 | 採掘の際に伐採した木の端材は、グループで保有する砂利・砕石プラントにて薪ストーブの燃料として利用していることに加え、使用している薪ストーブ本体は、車両の廃ホイールを再利用・加工したもので、木材の有効活用ならびに廃棄物の再利用に努めている。 |
| 3 | 原石の採取、砂利・砕石製造の過程においては、油圧ショベルやホイールローダー等のディーゼル重機を使用しているが、尿素水の利用によりNOxなどの有害物質の発生を抑制している。 |
| 4 | 原石の採取後、分給（ふるい分け）・洗浄・破砕を経て砂利・砕石が製造されるが、洗浄工程により湿潤状態が保たれることで粉じんの発生を抑制している。加えて、洗浄工程で使用している地下水は、洗浄により汚濁した水に高分子凝集剤を使用することで適切に浄化しているほか、洗浄した水は再度洗浄水として使用することで水資源の過剰利用と水質への影響を抑制している。 |

ア. 採掘場の植林活動の目標

採石場跡地等は、土砂や岩石が露出し、裸地状態となっているため、降雨、積雪等によって、土壌浸食、崩壊、落石、飛砂等が発生しやすい。このため、気候変動にともなう大雨の頻度増加、局地的な大雨の増加に伴い、土砂災害の危険が増大するおそれがある。これらの対策の一環として行われている採石場跡地等の裸地を緑化は、植物の持つ生態系機能の活用による土砂流出や土砂崩れの抑制によって自然災害の被害を軽減できることから、自然災害対策として有効な取組みの一つである。加えて、植林活動により、地表に草や低木がよく発達している森林を形成することで、多様な生物の生息場が形成され、森林の種多様性も向上することが期待される。

以上のことから、タチノでは原石採取後の埋め戻し、砂利採掘後の採掘場を盛土した上で植樹を行い、早期緑化により環境・景観保全の取組みを推進していく。

| 実績（2024年3月末） | 目標（2030年3月末） |
|--------------|--------------|
| 0 ha／年度 | 5 ha／年度 |

④その他 大気汚染対策への取組み

環境問題への関心の高まりで、排気ガスに含まれるNOx（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）の規制は年々厳しくなっており、トラックに対しても高い環境性能が強く求められている。タチノでは、主として砂利・碎石の運搬を担うダンプと、生コンの運送を担うミキサー車を使用しており、今後の車両の入替については、企業の業績等を勘案しつつ低排出ガス車を引き続き採用していくことで、大気汚染の防止に努めていく。

また、エコドライブの促進やアイドリングストップの励行、尿素水の使用等を徹底することで、NOxやPMの排出抑制に努めている。タチノグループが所有するダンプには全台、高精度GPS付のデジタコ(デジタルタコグラフ：トラックなどの運行状態を記録する装置)を搭載している。搭載したデジタコはスピードやエンジンの回転数などに応じてドライバーにアラートを出すとともに、エコドライブのスコアリングをレポートする仕様になっており、ドライバーのエコドライブを意識付けしている。加えて、高精度GPS付きデジタコの導入により、効率的な配送や配車にも役立つメリットがある。

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| インパクトの種類 | PI の向上、NI の低減 |
| インパクト エリア/トピック | PI: 〈雇用〉、 NI: 〈健康および安全性〉、〈賃金〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、 〈民族・人権平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉 |
| 影響を与える SDGs の目標 |      |
| 内容・対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取組みの実施 ・賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、障がい等の有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立 |
| 毎年モニタリングする 目標と KPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇取得率の向上 ・年間休日数の増加 ・賃金のベースアップの実施 ・労働災害事故の発生件数ゼロの維持 ・女性役職者割合の増加 ・多様な人材の採用 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2029 年末までに全社員平均有給休暇取得率の向上(50%/2024 年末→70%/2029 年末) ・2029 年末までに年間休日数の増加(105 日/2024 年末→120 日/2029 年末) ・2029 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 10% アップ ・2029 年末までに女性従業員数の増加 (13 人/2024 年末→15 人/2029 年末) ・2029 年末までに女性役職者割合の増加 (1.3%/2024 年末→3.0%/2029 年末) ・2029 年末までに障がい者の従業員の採用 (0 人/2024 年末→2 人/2029 年末) ・2029 年末までに外国人の採用 (0 人/2024 年末→1 人/2029 年末) |

①ワークライフバランスの推進 (NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉)

厚生労働省がこのほど公表した 2023 年「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 62.1%である中、「製造業」の有休取得率は 65.8%で平均を上回っている。

タチノでは、働き方改革関連法を遵守していることに加え、福利厚生充実、社内の業務フローの改善を通じて、2024 年末では平均有給休暇取得率は 50%、年間休日数は 105 日である。今後は、時差出勤のほか、1 時間単位での有給休暇取得制度の整備による有給休暇取得促進など、柔軟な働き方への取組みを図ることで、2029 年末までには平均有給休暇取得率 70%、年間休日数 120 日を目指している。

以上の取組みを通じて、タチノでは繁忙期・閑散期を勘案しながら、継続的に労働環境の改善に注力をしていく。なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与しているとともに、産休育児、介護休業等は就業規則規定に則り申請があった場合付与している。

②賃金のベースアップの実施（NI：〈賃金〉）

タチノでは、担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させている。同社の従業員 1 人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2025 年 1 月平均給与（事業所規模 30 人以上）282,983 円に加え、産業別（製造業）263,493 円を下回っている。今後については、2029 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 10%アップさせることで、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく。

③労働環境改善に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

タチノでは、ミキサー車の洗浄時の転落事故や、ベルトコンベアでの挟まれ事故や巻き込まれ事故防止のため、以下の定期的な安全大会の実施などで安全意識の向上を行っている。

また、砂利・砕石製造事業においては、防護柵の設置などを通じて安全な作業環境の改善に努めており、労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備に取組み、休業 4 日以上の上重篤な災害の発生ゼロの維持に努めている。

ア. 労働安全衛生に対する取組み状況

| 会合名 | 実施頻度 | 主な内容 |
|------|-------|--|
| 安全大会 | 年 2 回 | 現場でもっとも優先すべき労働者の安全についての理解を深め、建設現場における事故や労働災害を防ぎ、安全への意識づくりを行っている。 |

図表 10 参考 生コン工場における労働安全衛生に対する取組み



（出所）厚生労働省「まんがでわかる 生コンクリート製造業の安全衛生」

④ダイバーシティの推進

(PI：〈雇用〉 NI：〈ジェンダー平等〉、〈民族・人権平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉)

タチノでは、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。女性社員の活躍推進のほか、障がい者や外国人、シニア層等の雇用も推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みを引き続き図っていく。

タチノグループではインフラ構築に関連する幅広い事業の展開を通じて、現状、グループ全体で 76 名の雇用を創出していることに加え、近年の物価上昇に負けない所得水準の実現のため 2023 年度には 5～10%の賃金のベースアップを実施し、従業員の生活を支えている。

また、女性活躍推進の観点では、従前より子連れ出社を認め、子育て世代の従業員が活躍できる職場づくりを実現しており、現在、グループ企業の女性管理職等も乳児期から子どもを帯同しながら勤務を続けている。これらの取組みを通じて、育児等のライフイベントを迎えている従業員を会社全体で認め合う、助け合う企業文化が醸成している。加えて、育児等のライフイベントを迎えているパート・アルバイト従業員も、本人の意向に応じて積極的に正社員に登用している。

以上のような従業員の働き方等を支援する社内体制の構築によりタチノグループでは、多くの女性従業員が活躍しており、女性従業員比率は 17%となっている。

ア. 従業員一覧(グループ全体 2024 年 12 月末現在、単位：人)

| | | | | |
|----------|----|----|---------------------|----|
| 全従業員数 76 | 男性 | 63 | 全従業員のうちパート従業員数 | 0 |
| | | | 全従業員のうち障がい者の従業員数 | 0 |
| | 女性 | 13 | 全従業員のうち外国人社員数 | 0 |
| | | | 全従業員のうち 60 歳以上の従業員数 | 29 |

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

| 項目 | 実績 (2024 年 12 月末) | 目標 (2029 年 12 月末) |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| 女性正社員数 | 13 人 | 15 人 |
| 役職者における女性の割合 | 1.3% | 3.0% |
| 障がい者従業員数(パート・アルバイト含む) | 0 人 | 2 人 |
| 外国人従業員数 | 0 人 | 1 人 |
| シニア層の従業員数(60 歳以上、パート・アルバイト含む) | 29 人 | 29 人 |

ウ. 子連れ出社の支援

タチノでは、グループ全体で子連れ出勤制度を導入していることに加え、何らかの理由で保育園に預けられなくなった場合、従業員の急な欠勤を防ぐために、子どもが過ごせるスペースを設置しており、従業員の状況に応じて適宜対応している。



写真：社内に設置している子ども待機スペース
(出所) タチノ

(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| インパクトの種類 | PIの向上、NIの低減 |
| インパクト エリア/カテゴリー | PI：〈教育〉 NI：〈社会的保護〉 |
| 影響を与える SDGsの目標 |   |
| 内容・対応方針 | ・労働生産性向上に向けた従業員の資格取得のサポート |
| 毎年モニタリングする 目標とKPI | 【目標】 ・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた取組みの推進 【KPI】 ・2029年末までに有資格者数（延べ人数）の増加 （63人/2024年末→70人/2029年末） |

①資格取得のサポート（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

従業員のスキルアップにつながる資格の取得については、その受験費や研修費等はすべて会社負担しており、従業員の資格取得により業務の生産性向上を図っている。

ア. 主な資格者一覧(2024年12月末現在 ※抜粋)

| 資格名 | 人数 | 資格名 | 人数 |
|------------------|----|------------|----|
| 産業廃棄物中間処理施設技術管理者 | 4 | 砂利採取業務主任者 | 4 |
| 一般粉じん公害防止管理者 | 3 | 採石業務管理者 | 2 |
| コンクリート主任技師 | 4 | 運行管理者 | 6 |
| 品質管理責任者 | 12 | 宅地建設取引士 | 1 |
| 一級土木施工管理技士 | 3 | 一級建築施工管理技士 | 6 |
| 二級土木施工管理技士 | 2 | 二級建築施工管理技士 | 2 |
| 化学物質管理者 | 3 | コンクリート技士 | 10 |
| 二級建築士 | 1 | | |

イ. 有資格者※の状況

| 実績（2023年12月末） | 目標（2029年12月末） |
|----------------|----------------|
| 有資格者（延べ人数） 63人 | 有資格者（延べ人数） 70人 |

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

(4) 経済力を高める各種施策の取組み

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| インパクトの種類 | PIの向上、NIの低減 |
| インパクトエリア/カテゴリー | PI:〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉 NI:〈自然災害〉 |
| 影響を与えるSDGsの目標 |   |
| 内容・対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済力を高める各種施策の実行 ・事業継続計画の取組みによって地域貢献を図っていく。 |
| 毎年モニタリングする目標とKPI | <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業エリアの拡大 ・事業継続計画の取組み <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年3月末までに事業エリアを3エリア（既存の2エリアに1エリア追加）に拡大 ・2026年度までにタチノグループの生コンクリート工場の事業継続計画（BCP）を策定 <p>※設定したKPIのうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p> |

①事業エリアの拡大（PI:〈零細・中小企業の繁栄〉）

社会基盤整備で重要な役割を担ってきた生コン製造業は、少子高齢化や人口減少の影響により市場規模の縮小が懸念されている。北海道内における生コン生産の大多数が零細・中小企業で、2024年4月現在では216社（271工場）であるが、近年のコンクリート需要・出荷量減に伴い、工場の集約化や閉鎖が進められている。

半製品である生コンは輸送時間90分以内の制約があるため、工場の適正配置を進めないと安定供給ができない地域が発生することに加え、生コン業界をはじめとする地域の零細・中小企業の減少、それに伴う雇用の減少、地域経済の衰退が懸念されている。このため、地域の活力の維持・発展の一つとして事業承継のニーズは近年高い傾向にあり、行政も各種支援策を講じているところである。

以上の背景より、タチノでは事業承継に積極的に取組み、地域の生コン企業ならびにその周辺企業の持続的な発展を維持することにより、事業エリアの拡大を目指していく。その結果として、地域での生コンの安定供給のみならず、地域の経済の活性化、生コン生産に係る零細・中小企業の繁栄にも貢献していく。

| 実績（2025年3月末） | 目標（2030年3月末） |
|-------------------|--------------------|
| 2エリア（十勝エリア・釧路エリア） | 3エリア（既存エリアに1エリア追加） |

②事業継続計画の取組み（PI:〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉 NI:〈自然災害〉）

BCPは、災害、事故、事件等で社員やその家族、社屋、設備、施工中の現場、協力会社等に相当の被害を受けても、業務を中断しないよう出来る限り早期に復旧にあたることを重要事項としている。

生コンの製造、販売に大きな影響を及ぼす可能性のある災害等が発生した際、事業活動の継続、または早期復旧することが企業存続の観点で重要となる。加えて、地域に大きな被害が生じている場合、生コンは復興に欠かせない建設資材となるため、地域の生コン工場の果たす役割は大きく、事業の継続あるいは早期復旧は地域にとっても最重要の課題となる。

以上のことから、タチノは帯広市に拠点をもつ企業として、災害、事故等が発生した場合、できる限り地域の救助、復旧活動に当たるべくBCPを策定し、有事に備えることで、自社のグループ会社はもとより、取引先の零細・中小企業の業務が滞らず、災害発生による経済力の落ち込みを防ぎ、安定的に業務を行うことに貢献していく。

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

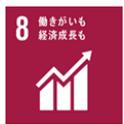
タチノの事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

①環境配慮に向けた取組み

| SDGs17 の目標 | ターゲット | 内容 |
|---|-------|--|
|  11 住み続けられるまちづくりを | 11.6 | 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
|  12 つくる責任 つかう責任 | 12.5 | 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 |
|  13 気候変動に具体的な対策を | 13.1 | 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 |

期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策の実行することで、二酸化炭素排出や廃棄物の削減に寄与する。

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

| SDGs17 の目標 | ターゲット | 内容 |
|--|-------|---|
|  3 すべての人に健康と福祉を | 3.4 | 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 |
|  4 質の高い教育をみんなに | 4.4 | 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 |
|  5 ジェンダー平等を実現しよう | 5.5 | 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 |
|  8 働きがいも経済成長も | 8.8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 |
|  10 人や国の不平等をなくそう | 10.2 | 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 |

期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

| SDGs17の目標 | ターゲット | 内容 |
|---|-------|---|
|  4 質の高い教育をみんなに | 4.4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 |
|  8 働きがいも経済成長も | 8.2 | 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 |

期待されるターゲットの影響としては、人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

④経済力を高める各種施策の取組み

| SDGs17の目標 | ターゲット | 内容 |
|---|-------|---|
|  8 働きがいも経済成長も | 8.3 | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 |
|  11 住み続けられるまちづくりを | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 |

期待されるターゲットの影響としては、経済力を高める各種施策の実行のほか、事業継続計画の取組みにより地域貢献を図ることに寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

タチノが拠点を置く北海道帯広市（以下、帯広市）では、地球温暖化対策に関する国内外の動向等を踏まえ、本市は2022年6月に、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

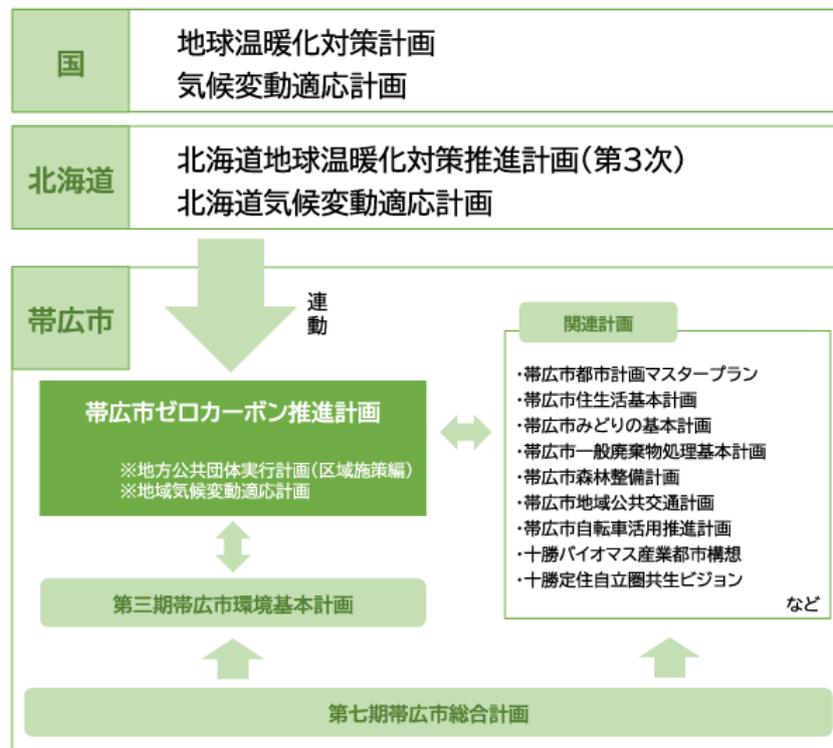
2024年3月には、これまで帯広市が環境モデル都市として積み上げてきた実績を基盤に、社会情勢や本市を取り巻く環境、国や北海道の取り組みも踏まえ、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進することで温室効果ガスの排出を抑制しながら、関連する産業の振興やエネルギーの自立による防災力の強化、住宅や建築物の質の向上による快適な住空間や職場環境の確保など、地域が抱える様々な課題の解決にも貢献し得る「持続可能な脱炭素社会」の実現を目指し、「帯広市ゼロカーボン推進計画」（以下、本計画）を策定した。

なお、本計画の計画期間は、国や北海道の考え方を踏まえ、2024年度から2030年度までの7年間としているが、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

①本計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定し、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を兼ねるものとする。また、「第七期帯広市総合計画」（令和2年3月策定）を上位計画とし、「第三期帯広市環境基本計画」（令和2年3月策定）のほか、地球温暖化対策が、社会経済の様々な分野とつながりがあることから、関連する行政計画との整合を図っている。さらに、定住自立圏形成協定に基づき、十勝19市町村が連携して推進する具体的な取り組みを定めた「十勝定住自立圏共生ビジョン」、地域の資源であるバイオマスを活用して新たな産業を創出し、経済の活性化につなげる取り組みをまとめた「十勝バイオマス産業都市構想」など、十勝管内における広域的な施策の方向を定めた計画と整合させることにより、地球温暖化対策の効果的な推進に取り組んでいる。

図表 11 本計画の位置づけ



(出所) 帯広市ゼロカーボン推進計画

②本計画の方向性

1) 本計画の目標

本計画では、基準年度（2013年度）比、2030年度までに温室効果ガス排出量 48%削減を目標とする。

2) 本計画の体系

2030年度までの計画期間は、2050年のゼロカーボン実現に向けて、市民、事業者等と認識を共有し、機運醸成や行動喚起を図り、道筋を構築していく期間として位置づけ、それ以降、加速度的に温室効果ガス排出量を削減するための土台を築く重要な期間となる。本計画では、中期目標の達成に向け、基本的な考え方に基づき以下 5 つの基本方針を定め、施策や取り組みを展開する。

図表 12 本経過の基本方針と施策

| | 基本方針 | 施策 | 関連する SDG s |
|---|---------------------|--|--|
| 1 | 省エネルギー対策の推進 | ①省エネ設備・機器の導入 ②環境を重視した建物の導入 |       |
| 2 | 再生可能エネルギーの普及拡大 | ①太陽光やバイオマスの活用 ②エネルギーの有効活用と再生可能エネルギーの普及拡大 |       |
| 3 | 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進 | ①次世代自動車の普及 ②交通や物流の効率化 |       |
| 4 | ライフスタイルの転換 | ①脱炭素型ライフスタイルの推進 ②環境活動と環境教育の推進 ③ 3R の推進 |       |
| 5 | 森林等による吸収源対策 | ①森林の適正な整備 ②都市緑化の推進 |    |

③企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本計画を基に、タチノの事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の基本目標と個別目標への取組みが認められ、タチノは自社の事業を通じて帯広市の掲げる本計画に対して十分に貢献していると考えられる。

| 基本目線 | | 関連する SDG s | | | タチノの取組み |
|------|---------------------|---|---|---|-------------------------|
| B | 地球にやさしい暮らしと産業のまち |  7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに |  8 働きがいも 経済成長も |  9 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 紙使用量の削減 LED ライトの導入促進 |
| | |  11 住み続けられる まちづくりを |  13 気候変動に 具体的な対策を | | |
| C | 自然・資源を大切にし、快適に暮らすまち |  6 安全な水とトイレ を世界中に |  11 住み続けられる まちづくりを |  12 つくる責任 つかう責任 | 再資源化・リサイクルの推進 |
| | |  14 海の豊かさを 守ろう |  15 陸の豊かさも 守ろう | | |

6. タチノのサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

タチノは、繁田代表取締役会長を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、繁田代表取締役会長を最高責任者として、銀行に対する報告を総務部の中村室長が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、繁田代表取締役会長が統括し、達成度合いを総務部の中村室長がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

| | |
|-------------|--------------|
| 責任者 | 代表取締役会長 繁田 拓 |
| モニタリング担当者 | 総務部室長 中村 靖紀 |
| 銀行に対する報告担当者 | 総務部室長 中村 靖紀 |

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行とタチノの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

| | |
|----------------------|--|
| モニタリング方法 | 対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換 |
| モニタリングの実施時期、頻度 | 少なくとも年 1 回実施 |
| モニタリングした結果のフィードバック方法 | KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討 |

以上

第三者意見書

2025年6月13日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社タチノに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が株式会社タチノ（「タチノ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト



JCR Sustainable PIF for SMEs

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、タチノの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、タチノがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

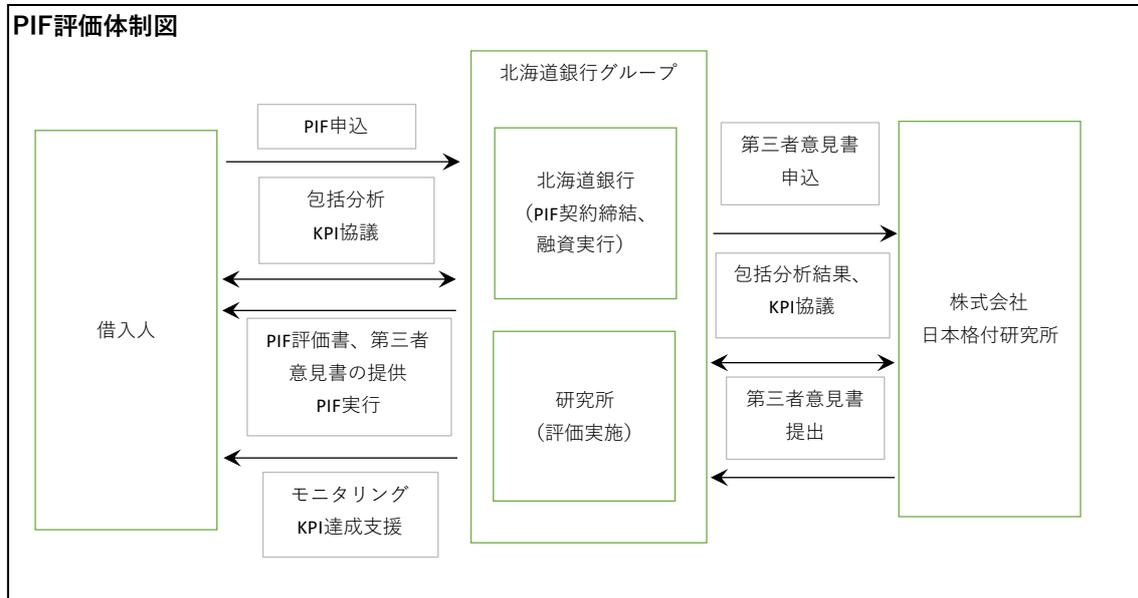
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるタチノから貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル